

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福知山市長 大橋 一夫

市町村名 (市町村コード)	福知山市 (26201)	
地域名 (地域内農業集落名)	三和 細見 (西松、田ノ谷、中出、辻、千束、寺尾、草山、芦洲、梅原) 川合 (大原、台頭、上川合、岬、下川合、加用) 菟原 (菟原下一、菟原下二、菟原中、高杉、友洲、大身)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 10 日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・草刈り面積が多く管理が大変
- ・揚水ポンプの老朽化(いつ故障するかわからない)
- ・揚水の電気代が高い(80万円/年払っている地域もある)
- ・小さい農地が多く非効率
- ・中山間地域で農地の集約化が困難
- ・米価が安価で農業所得だけでは生活できない
- ・1筆当たりの面積が小さく効率が悪い(10アール未満が多い)
- ・少子化により担い手が無い
- ・集落営農組織の後継者と機械の更新が課題
- ・高齢化により農家戸数が減少、人手不足
- ・高齢化が進み離農者が増えている
- ・農業者の年齢は70歳以上である
- ・不作付け地や荒廃地が増加して農地保全が困難
- ・獣害防護の対策が困難になっている
- ・水稻耕作者少ないため揚水電気代の個人負担が多すぎる
- ・農地維持のため施設や園芸を行いたいむずかしい
- ・条件不利農地から空いていくのがもどかしい
- ・米価が安定せずモチベーションが上がらない
- ・農業後継者の確保をどうしたらよいかかわからない
- ・「むら(集落)」の担い手がいなくなっている
- ・自治会の役を少なくしてほしい
- ・現状では農業の拡大は不可能である
- ・収入減少により経営計画がたたず、離農者が増加する
- ・2~5反のユニット単位で集約できるとよい
- ・地区役員のなり手がなくなる
- ・高齢化が進み農地を持て余している(増加する)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・守るべき農地と荒廃やむなし農地を定期的に見直している
- ・「細見川合菟原それぞれを1ブロックとし、営農組織を作る(水稻野菜)
- ・食品加工(発酵食品ジビエ肉果物等)、果樹栽培、経営管理を担う組織を作る
- ・担い手が自身の経営スタイルで営農している
- ・団地毎に同一作物(水稻)を作付けし、コスト低下、効率化を目指す
- ・若者が農業に関心を持てるよう教育している
- ・多様な野菜の生産に取り組み収益率の高い農業を営む
- ・個人農家による多様な作付けを行い、販路を開拓する
- ・収益向上のために水稻から多様な作物の転換をはかる
- ・特産物をつくる、特産物がある
- ・栗、山椒、フキなどを生産する地域を目指す
- ・担い手、グループの農業を強化する施策が実施されている
- ・地域外から希望者を受け入れる仕組みが整っており、新規就農者が入りやすい地域
- ・交付金などを有効利用し現状を維持する(小グループで)
- ・農地の集約を進めている地域

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	623 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	339 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地を中心に(中山間・多面的交付金対象農地を含む)、一部追加して地域計画対象と区域とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・一次農産物販売だけでなく加工場を視野に入れる ・農地農政相談の積極的活用による移行集積を行う ・近隣農区(近隣農家)へ耕作の斡旋を行う ・新規就農者の農地確保を農区生産部会などが連携する ・離農により不耕作地が発生する場合、農区の斡旋により近隣の担い手に集約する ・多様な担い手農家の規模拡大希望について農区/自治会が積極的に支援する ・地域での話し合いや農業委員による情報提供を行い、担い手に集約する ・研修であった地域の「草刈り隊」を組織化する ・中山間、多面的事業の事務局は大変なので広域化したらどうか ・担い手が必要とする農地の情報を地元営農組合が共有する ・農地情報をまとめ、担い手や新規就農者に提供する 				
(2)農地中間管理機構の活用方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理機構は設立の必要はない ・当地区には該当しない ・中間管理機構に変更するため情報誌提供や説明会実施を行う ・中間管理機構への入閣の意味がない ・中間管理機構を活用し、農地の集積を進める ・中間管理事業の説明を徹底する ・農地の賃借について相談会等を実施する 				
(3)基盤整備事業への取組方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据え、国の交付金を有効に利用し、総合的な予算配分を行う ・水路や農道を整備して、耕作しやすい圃場づくりをおこなう ・水利の点検清掃改良を進める(水路の点検補修やポンプのメンテナンス等) ・守る農地を評価し、基盤整備の検討を進める 				
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者に住居の斡旋、農業を始める人の手助けをする ・状況によりアドバイスが必要 ・市の空き家バンクとの連携で新規就農者を見つける ・新規就農者支援の「三和町担い手協議会」の活用 ・自給農家、生産農家、生産グループへの支援する ・どのような農業をして農地利用したいかを明確化することが必要 				
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・JAから農業機械のレンタルができるようにする ・都市の希望者と農地を貸したい地域の情報を密にして必要な準備をするために地域が協力する(新規就農者の呼びこみ) ・転作田に地域外農業者の参入を進める ・地域外からの農業者の参入を検討する ・若者の就労者確保(担い手の確保)する 				

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--









